

八雲町役場庁舎等建設工事（機械設備）

八雲町総合評価落札方式（特別簡易型）に係る評価項目配点表

分類	評価項目	評価区分	配点	満点
企業の技術的能力	八雲町又は北海道による過去の工事成績評定点の平均点	①90点以上	3.0	3.0
		②85点以上90点未満	2.5	
		③80点以上85点未満	2.0	
		④75点以上80点未満	1.5	
		⑤70点以上75点未満	1.0	
		⑥65点以上70点未満	0.5	
		⑦65点未満（施工実績なし）	0.0	
	ISOマネジメントシステムの取得	①ISO9001及び14001を取得	1.0	1.0
		②ISO9001又は14001を取得	0.5	
		③なし	0.0	
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格【履行監視】	①一級建築施工管理技士又は一級建築士（有資格期間10年以上）	2.0	2.0
		②一級建築施工管理技士又は一級建築士（有資格期間5年以上）	1.0	
		③一級建築施工管理技士又は一級建築士	0.0	
地域精通度	本店、支店又は営業所の所在地	①八雲町内に本店を有する	2.0	2.0
		②八雲町内に営業所を有する	1.5	
		③北海道内に本店を有する	1.0	
		④北海道内に営業所を有する	0.5	
		⑤上記以外	0.0	
	過去の八雲町内又は北海道内の施工実績	①有（八雲町内）	1.0	1.0
		②有（北海道内）	0.5	
		③無	0.0	
地域貢献度	地元企業の活用①【履行監視】	①地元企業の一次下請け活用計画（5.0%以上）	2.0	2.0
		②地元企業の一次下請け活用計画（2.5%以上）	1.5	
		③地元企業の一次下請け活用計画（2.5%未満）	1.0	
		④なし	0.0	
	地元企業の活用②（直接工事を除く）【履行監視】	①調達計画あり（1.0%以上）	2.0	2.0
		②調達計画あり（0.5%以上）	1.5	
		③調達計画あり（0.5%未満）	1.0	
		④なし	0.0	
	過去2年間の八雲町内のボランティア活動の有無	①単体の活動と共同の活動の両方	2.0	2.0
		②単体の活動または共同の活動のいずれか一方	1.0	
		③なし	0.0	
	災害関連協定の有無	①八雲町との協定あり	1.0	1.0
		②北海道との協定あり	0.5	
		③なし	0.0	
計（満点）			16.0	

1 配点の方法

- 標準点は、入札価格が予定価格の範囲内の場合に100点とする。

1)工事成績評定点

- 八雲町発注の過去5年間の管工事（令和2年4月1日から令和7年3月31日までに完成通知を受け、引渡を完了した工事を評価し、工事施行成績評定結果の評価は、八雲町建設課の成績とする。）
- 北海道建設部建設政策局建設管理課が公表している総合評価用工事施工成績（令和7年4月1日から公告する工事に適用）の管工事により評価する。
- 八雲町及び北海道の両方の工事実績を有する者は、どちらかを選択できる。
- 企業の技術的能力のうち、工事施行成績のない企業は64点として扱う。

(共同企業体の評価方法)

- 工事施行成績は構成員の単純平均とする。
- 構成員の平均点は少数第3位以下を切り捨て、少数第2位までとする。
- 評価は、0.25未満は0、0.25以上0.75未満は0.5、0.75以上は1とする。

2)ISOの取得の認証取得

- 登録証の写しにより評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等適用範囲がわかる資料を添付すること。外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。
- 構成員の配点を単純平均する。(0.25未満は0、0.25以上0.75未満は0.5、0.75以上は1とする。)

3)配置予定技術者

- 一級管工事施工管理技士を評価する。
- 当該工事の公告時点における有資格年数で評価する。
- 共同企業体は、代表者の技術者を評価する。

4)地域精通度

- 構成員の配点を単純平均する。(0.25未満は0、0.25以上0.75未満は0.5、0.75以上は1とする。)
- 八雲町発注の過去5年間(令和2年4月1日から令和7年3月31日までに完成通知を受け、引渡を完了した工事)を評価する。
- 北海道建設部建設政策局建設管理課が公表している総合評価用工事施工成績(令和7年4月1日から公告する工事に適用)により評価する。
- 工種は管工事に限らず、共同企業体の構成員として実績も評価する。

5)地域貢献度

(地元企業の活用①)

- 八雲町内企業(主たる営業所が八雲町内)を一次下請け活用計画で提出した金額を入札価格で除して基準に達する場合に加点とする。履行確認:施工体制台帳、領収書、下請け契約書等

(地元企業の活用②)

- 地元企業(八雲町内の企業)の調達計画(直接工事除き、下請企業も含)で提出した金額を入札価格で除して基準に達する場合に加点とする。例:燃料費、宿泊費、消耗品費等履行確認:領収書、発注伝票等

(ボランティア活動)

- 構成員の配点を単純平均する。(0.25未満は0、0.25以上0.75未満は0.5、0.75以上は1とする。)
- ボランティア活動の評価要領に基づく活動を評価対象とする。
- 評価対象期間は、過去2年間(令和5年4月1日から令和7年3月31日)とする。
- 単独の活動を1活動、共同の活動を1活動として2活動を上限とする。

(災害協定の有無)

- 構成員の配点を単純平均する。(0.5未満は0.5、0.5以上は1とする。)

6)総合評価の方法

総合評価は、1)～5)によって得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値
(以下「評価値」という。)をもって行う。

なお、評価値は定数を乗じ1の位になるよう表示する。(例: 1.806×10^7)

[総合評価の算定式]

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

7)落札者の決定

- ア 地方自治法施行令167条の10の2第2項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、6)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
イ アの評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 責任の所在

発注者が技術提案を適正に認めた場合においても、技術提案に係わる施工に関する請負業者の責任は軽減されるものではない。

3 技術提案に係るペナルティー

技術提案について、受託者が自らの責により提案を遵守することができない場合は、次の式により求めた違約金を徴収するものとする。
なお、受託者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受託者が別途協議して決定する。

$$\text{違約金(千円止)} = (\text{契約金額(税抜)} / \text{標準点} + \text{加算点}) \times (\text{不履行となった加算点})$$

(配置予定技術者)

配置技術者が次に該当する場合は、違約金の徴収とする。

- 交代した技術者の資格が、入札時に評価した資格より劣り、評価が下がる場合に違約金の対象とする。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等など、やむを得ない場合においても評価が下がれば違約金の対象とする。

設計変更が生じた場合は、変更後の金額とする。

(地元企業の活用計画)

地元企業を下請けで活用する計画の実績が、入札時に評価した数値より劣り、評価が下がる場合は、違約金の徴収とする。

なお、設計変更が生じた場合は、変更した項目が5%以下などやむを得ない場合を除き変更後の金額とする。

(地元資材の活用計画)

地元資材を活用する計画の実績が、入札時に評価した数値より劣り、評価が下がる場合は、違約金の徴収とする。

なお、設計変更が生じた場合は、変更した項目が5%以下などやむを得ない場合を除き変更後の金額とする。